

第 56 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 56 回）

開催日 平成 30 年 12 月 19 日（水曜日）

開催時間（開会）午後 2 時（閉会）午後 4 時 00 分

場 所 吹田市役所 低層棟 6 階 下水道部会議室

案 件 1 諮問案件

（1）電子申込システム構築業務に係る個人情報の保護について

【総務部 情報政策室】

（2）学校・警察相互連絡制度の協定締結に係る個人情報の保護について

【学校教育部 指導室】

（3）職員の出退勤管理システム構築業務に係る個人情報の保護について

【学校教育部 教職員課】

出席委員

会長 岡 豪敏、副会長 小林 孝史

大元 康江、片山 祥太郎、黒岩 哲夫、白金 継哉、宮前 正利、平山 雄一、中西 清美

欠席委員 矢倉 昌子 岩城 伸

出席市職員

<説明者>

（1）情報政策室 相川室長、野村参事、武井主幹、安部主任

人事室 伊藤主査、原口主任

保健センター 広瀬主幹、梅垣係員

（2）指導室 中井参事、桜井主幹、前田主幹

（3）教職員課 角田課長、坂口主任、小池係員

<事務局>

市民部 高田 徳也 市民部次長 森本 茂

市民部市民総務室参事 柿本 卓志 市民部市民総務室主幹 石井 裕臣

市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 無し

案 件 1 諮問案件

(1) 電子申込システム構築業務に係る個人情報の保護について

【総務部 情報政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

電子申込システム構築業務

(2) 概要

電子申込システムは、市民や事業者が来庁することなく、インターネット上で様々な申込みができるようになることから、手続きの利便性向上や業務の効率化を図ることができる。

(3) 諮問理由

今回の業務がこれまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条の1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委 員：学歴、職歴は2-2のデータはどこに残るか。

実施機関：〇〇サーバおよび〇〇サーバに残る。

委 員：保有時期、廃棄の方法は決めているのか。

実施機関：情報政策と担当室課で協議、全庁的な管理ルールを適用する。

委 員：申し込みがデータで貯まっていくと一定期間が経つと削除になるのか。

実施機関：申し込み終了時から2年間で廃棄される。

委 員：データ消去は手動か自動か。

実施機関：自動消去となる。

委 員：誤送信の発生の可能性はあるか。

実施機関：ない。システムの機能上、メールアドレスと一対一で紐付く関係となる。

委 員：返信するファイルに暗号化するか。

実施機関：インターネットから取るときに暗号化する。アップロードについても暗号化する。

実施機関：諮問、報告について定めがあるが、個人情報の項目が追加される場合は諮問をし、事業内容が増える場合は、状況に合わせて情報公開担当から審議会に運用状況を伝えていく。

3 委員間協議

委 員：諮問書で個人識別符号を追加する場合等は改めて諮問するとある。ここをきちっと守っていればよいと思う。もしかしたら国籍などが追加される可能性がある。

委 員：高齢者等にとっては利便性がなくなる面もある、従来のやり方も残し運用するのか。

委 員：効率化が図れるとあるが、実際にどのような効率性が上がるのだろうか。

4 再質問

委 員：高齢者をでは利便性がなくなる面もある、従来のやり方も残して運用するのか。

実施機関：従来の運用も今までどおり行う。

委員：具体的にどう効率性が上がるのか。

実施機関：たとえば、本試の受験者に対して 100 件、1000 件といった申込みに対して、受験票に受験番号を附して返信する際に自動でできる。また誤発送することなく本人に通知できる。

5 裁決

全員一致で同意

(2) 学校・警察相互連絡制度の協定締結に係る個人情報の保護について

【学校教育部 指導室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡

(2) 概要

児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図る

(3) 諮問理由

本協定が締結されると、児童・生徒に係る事案について、児童・生徒の個人情報も含めて必要な情報を相互に連絡し合うことになり、吹田市個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 5 号及び第 2 項、同条例第 8 条第 2 項により、審議会の意見を聴く必要があるため。

2 委員からの質問

委員：警察との情報共有は発展性がある。情報をどこが管理するか。レッテルを貼られた子がずっとレッテルを貼られたままというのは気になる。情報をどこまで保管するか。

実施機関：ガイドラインに基づき、原則は保護者の同意を得ることとなるが、例外的に暴力やいじめで他の生徒に被害が生じる場合、様式第 1 号で学校から警察へ連絡する、生徒がひったくりの被疑者である等の通知がある場合は様式第 2 号で警察から学校に連絡する場合の様式を定めている。卒業するまで保管する。

委員：原本は教育委員会で保管とあるが、保管廃棄方法はどのように行うか。

実施機関：鍵のかかる場所に保管、文書廃棄時に溶解処理する。写しについても同様。保有期間は各学校、指導室同じ。

委員：指導室での取り扱える職員は。

実施機関：生徒指導管轄のグループの職員です。

委員：警察は記録を残さないとあるが、なぜそう言えるか。

実施機関：府警本部に確認したが、学校で起こった事案については、助言を行うものであるため、記録は残さないとのことであった。

委員：第6条との兼ね合いで犯罪を行った事実を取り扱う可能性があるなら、運用に気を付けてください。

実施機関：協定書に基づいた運用を徹底する。

委員：学校長任せになると校長もどうしたらいいのかとなる。

実施機関：学校側にもわかりやすく周知する。

委員：ガイドラインにあるように、保護者と連携を試みたことが大前提になるというところが歯止めになると言うことでよいか。

実施機関：はい。

委員：今回連携をするとどうなるかがよくわからない。学校から警察に連絡があっただけがあるらしい、という警察が調査をした場合、その記録は警察に残るのではないか。

実施機関：さまざまな形で連携はとっているが、今までは根拠がないため緊急時の連携ができなかったが、協定が締結された場合、突発的な事案に対しての根拠になる。目的は健全育成のためであり、犯罪防止のためではない。警察の情報の破棄、いじめ事案の相談はまた違う管轄であり、本ガイドラインに関して警察がおっしゃられるような事案を取り扱うことはない。

委員：継続している、改善が見られないときに警察に依頼する。

委員：警察に知られたくないという意思表示をされた場合の措置は。

実施機関：命に関わる場合等は警察に連絡をすると判断する。

委員：個人情報漏洩を担保として捉えて良いか。現場を見ているのは学校、過去の履歴を持っている警察との協力でよりよくなる。学校が警察に情報を伝えても良いという担保という側面があるのか。

実施機関：ある。

委員：警察との連携の必要があるということですよ。重大な事案だから全国でも学校と警察事実関係を踏まえた上で必要性を感じているのでしょうか。しかしながらレッテルを貼られることでかえって児童の健全育成に反する可能性がある。現場の判断にお任せせざるを得ないのかも知れない。

委員：先行して実施している市町村で何か問題が生じたか。

実施機関：困ったという事例はない。

委員：先行市を参考に協定書案を作成しているのですか。

実施機関：はい。

委員：安易に警察との接点を増やす、その所の歯止めがどうなっているのか気になる。犯罪なら分かりやすいが、人間には好き嫌いもあるしクリアにする線引きは難しいのでは。公平にできる取り扱いがあれば良いが。その辺のさじ加減が微妙。その辺の歯止めになることが文に盛り込まれていれば良い。

委員：本来こうあるべきと言うことが過度にやられた場合、に問題。協定案は原則を書い

ているが過度にやられたときが問題。「協定書を遵守する」ことは必要とする。

3 委員間協議

4の責務を厳格に運用するよう伝えてください。

4 裁決

3の委員間協議の内容を踏まえた上で、同意する。

(3) 職員の出退勤管理システム構築業務に係る個人情報の保護について

【学校教育部 教職員課】

1 諮問内容

(1) 対象業務

吹田市教職員出退勤管理システム

(2) 概要

オンラインタイムレコーダーを利用した出退勤管理システムを導入することで、吹田市立小・中学校に勤務する教職員の出退勤時刻及び休暇取得について、リアルタイムの勤務状況を教職員自ら把握するとともに管理職及び教育委員会が労務データを効率的に取得し、勤務時間の適正管理と事務の迅速化を図る。

(3) 諮問理由

今回の業務がこれまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条の1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：個人が保有するカードに個人情報が入るか

実施機関：入らない。シリアル番号のみとなり、パソコンの中で紐付けされる

委員：出退勤以外にカードをシステムログインでつかうことがあるか

実施機関：ない。

委員：システム構築時にシステム移行データをどこでおこなうか。

実施機関：元データは教職員のデータであり、市役所の施設内で移行作業をする。

委員：アカウントを都度削除するとあるが、保有期間、廃棄はどれくらいか。

実施機関：5年。現行の紙での保存年限が5年のため。システム上は10年できるが、5年経てば手動で削除する。

委員：カードを紛失した場合どうするか。

実施機関：教職員課から新たに作成する。

委員：勤務時間の適正管理のために導入するとあるかどうかや確認するのか。

実施機関：システムで自身や管理職職員のデータが抽出できる。

委員：土日祝日等休日にも登録できるか。

実施機関：できる

委員：意見になるが、残業が多い人にはフォローできる体制がとれるか。

実施機関：本人も把握できるし、管理者が指導することになる。職務の分散も考えながら運用していくことになる。残業が 45 時間に近づけばアラートが鳴る仕組みになる。システム導入により残業が減ることには直結しないかもしれないがひとつの意識付けになる。

委員：カードの通し忘れなどはどう処理するのか。

実施機関：打刻の漏れについては、エラー表示もするし本人が修正申請することになる。

委員：記憶領域が公務系でなく学習系に記録するのか。

実施機関：公務系の方がセキュリティレベルが高いため、領域を使用する人数を考えて今回の内容は学習系に記録した。

3 委員間協議

全員一致で同意する